

第 6 7 号議案

桶川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

桶川市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年桶川市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第 1 号に掲げる場合を除く。

改正前	改正後
<p>(特別休暇)</p> <p>第 14 条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>(13)</u> 略</p> <p><u>(14)</u> 略</p> <p><u>(15)</u> 略</p> <p><u>(16)</u> 略</p> <p><u>(17)</u> 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第 14 条 略</p> <p>2 略</p> <p>(13) 職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日(当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内で必要と認める期間</p> <p><u>(14)</u> 略</p> <p><u>(15)</u> 略</p> <p><u>(16)</u> 略</p> <p><u>(17)</u> 略</p> <p><u>(18)</u> 略</p>

<p><u>(18)</u> 略</p> <p><u>(19)</u> 略</p> <p><u>(20)</u> 略</p> <p><u>(21)</u> 略</p>	<p><u>(19)</u> 略</p> <p><u>(20)</u> 略</p> <p><u>(21)</u> 略</p> <p><u>(22)</u> 略</p>
<p>3 前項第13号から<u>第16号</u>までの休暇の単位は、1日又は1時間とする。</p>	<p>3 前項第13号から<u>第17号</u>までの休暇の単位は、1日又は1時間とする。</p>
<p>4 1日を単位とする第2項第13号から<u>第16号</u>までの休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の<u>すべて</u>を勤務しないときに使用するものとする。</p>	<p>4 1日を単位とする第2項第13号から<u>第17号</u>までの休暇は、1回の勤務に割り振られた勤務時間の<u>全て</u>を勤務しないときに使用するものとする。</p>
<p>5 1時間を単位として使用した第2項第13号から<u>第16号</u>までの休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。</p>	<p>5 1時間を単位として使用した第2項第13号から<u>第17号</u>までの休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に掲げる時間数をもって1日とする。</p>

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

令和3年12月17日提出

桶川市長 小野克典

提 案 理 由

妊娠等と仕事の両立を支援するため、不妊治療に係る休暇を新たに設けたいので、この案を提出するものである。